

直前対策!! 消費税軽減税率制度にこう備える!

今からでも間に合う最低限おさえるべきポイント

今年10月の消費税率10%への引き上げと併せて『軽減税率制度』が導入されますが、本制度は飲食料品を取り扱う事業者だけでなく、ほとんどの事業者に関係のある制度です。本セミナーでは、導入直前となった現段階で、実務に必要な『軽減税率制度』の基本的な内容についての説明と、様々な場面での注意点についてワークを交えて、解説いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

第1部 14:00~14:30 テーマ：消費税軽減税率制度の概要について / 講師：鹿屋税務署 担当職員

第2部 14:30~16:30 テーマ：軽減税率制度の導入に向けておさえるべきポイント

〈第2部 セミナーカリキュラム〉

- ①軽減税率制度の復習
- ②価格の設定と表示方法
値上げ、値札、メニュー表、POPと売場づくり
- ③接客、現場対応での注意点
イートイン、持ち帰り、お客様からの質問、想定クレーム
- ④事務処理での注意点
請求書等の書式、想定される問い合わせ
- ⑤資金繰りでの注意点
- ⑥ロールプレイワーク
- ⑦その他
税率変更日に気をつけるべきこと



第2部 講師プロフィール

(株)ソウルスウェットカンパニー 代表取締役
中小企業診断士



仲光 和之氏

1977年、福岡県生まれ。
「ビジョンと経営数字の専門家」として、経営理念の策定・浸透による自律型人財の育成支援や、経営者が自信と根拠をもって経営判断を行うための「お金のブロックパズル」を用いたキャッシュフロー経営導入支援を行っている。また、軽減税率制度に関する冊子の作成にも携わり、全国各地の商工会議所、商工会等にて消費税軽減税率セミナーの実績多数。

日時 令和元年**8月19日(月)** **1部** 14:00~14:30 **2部** 14:30~16:30

会場 鹿屋商工会議所 研修室 [鹿屋市新川町600番地]

受講料 **無料** [会員/非会員事業所は問いません]

定員 **40名** (定員になり次第締め切ります)

主催 鹿屋商工会議所

協力 鹿屋税務署

お申込み先 受講申込書に必要事項をご記入の上、FAX又はお電話にてお申し込み下さい。

お問合せ先 鹿屋商工会議所 中小企業振興部まで (TEL:0994-42-3135 / FAX:0994-40-3015)

(切り取らずにこのまま送信してください)

【8月19日(月)開催 消費税軽減税率対策セミナー受講申込書】 FAX送信先：0994-40-3015

| 事業所名 | | 業種 | |
|--------|-------|------|-------|
| 事業所所在地 | 〒 | TEL | — — |
| | | FAX | — — |
| 受講者名 | フリガナ | フリガナ | |
| | (男・女) | | (男・女) |